

クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

1. 令和3年6月1日から遊漁によるクロマグロ採捕に規制（※1）がかかります！

クロマグロ小型魚（30キログラム未満）

採捕を禁止。

意図せず採捕した場合には直ちに海中に放流してください。

クロマグロ大型魚（30キログラム以上）

採捕した場合には、尾数、総重量、採捕した海域等を水産庁に報告（※2）してください。

（※1）

第34回太平洋広域漁業調整委員会（令和3年3月16日）による指示

太平洋広域漁業調整委員会指示第39号

第37回日本海・九州西広域漁業調整委員会（令和3年3月18日）による指示

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第66号

第41回瀬戸内海広域漁業調整委員会（令和3年3月24日）による指示

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第38号

（※2）

水産庁のホームページ「遊漁の部屋」に報告用ウェブサイトを設定の予定です。

次のいずれかの方法により報告をお願いします。

（ア）報告サイトへの入力

（イ）報告用アプリケーション（スマホアプリ）の利用

（ウ）電子メールによる送信

（エ）ファクシミリによる送信

2. 資源状況が悪化している太平洋クロマグロの資源管理に、ご協力をお願いします。

全国の漁業者が、資源状況が悪化している太平洋クロマグロの資源管理に取り組んでいます。漁業者に対し操業自粛勧告や操業停止命令等が出されている場合は、上記にかかわらず、遊漁者の皆様にも、クロマグロを対象とした遊漁の自粛等についてご理解とご協力をお願いします。

各都道府県の海域における管理状況については、以下の都道府県別海域別の管理状況一覧をご確認ください。

令和3年4月1日とりまとめ

都道府県別海域別の管理状況一覧

都道府県名	小型魚(30kg未満)	大型魚(30kg以上)	都道府県名	小型魚(30kg未満)	大型魚(30kg以上)
	管理状況	管理状況		管理状況	管理状況
北海道			和歌山県		
青森県			鳥取県		
岩手県			島根県		
宮城県			岡山県		
秋田県			広島県		
山形県			山口県	瀬戸内海の漁業者は採捕を自粛しており、瀬戸内海では30kg未満のクロマグロを対象とした遊漁は行わないでください。 瀬戸内海において30kg未満のクロマグロが釣れた場合は再放流してください。	瀬戸内海の漁業者は採捕を自粛しており、瀬戸内海では30kg以上のクロマグロを対象とした遊漁は行わないでください。 瀬戸内海において30kg以上のクロマグロが釣れた場合は再放流してください。
福島県			徳島県		
茨城県					
千葉県					
東京都					

「管理状況」欄の凡例

A	<p>全漁業者に採捕停止命令が出されています。</p> <p>クロマグロを対象とした遊漁の自粛をお願いします。</p> <p>※クロマグロ以外を対象とした遊漁で、小型魚や採捕停止命令の対象サイズのクロマグロがかかった場合にはリリースするようご協力をお願いします。</p>
B	<p>全漁業者に操業自粛の勧告等が出されています。</p> <p>クロマグロを対象とした遊漁の自粛をお願いします。</p> <p>※クロマグロ以外を対象とした遊漁で、小型魚や操業自粛の対象サイズのクロマグロがかかった場合にはリリースするようご協力をお願いします。</p>
C	<p>一部の漁業者に採捕停止命令や操業自粛の勧告等が出されています。</p> <p>クロマグロを対象とした遊漁の自粛をお願いします。詳しくは都道府県へ確認ください。</p> <p>※都道府県によっては、漁法別、地域別、期間別に管理しており、漁法別、地域別、期間別に採捕停止命令や操業自粛の勧告等が出されているため、詳しくは都道府県へ確認ください。</p> <p>※クロマグロ以外を対象とした遊漁で、小型魚や操業自粛中や採捕停止命令の対象サイズのクロマグロがかかった場合にはリリースするようご協力をお願いします。</p>

お問合せ先
水産庁資源管理部管理調整課
沿岸・遊漁室

(遊漁：海面利用) ダイヤルイン：03-3502-7768

FAX：03-3595-7332

※ 水産庁ホームページ（遊漁の部屋）から抜粋（2021.4.22）

https://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y_kuromaguro/kyouryokuirai.html

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年三月二十四日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 漁業者が漁業を営む場合
 - イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- (2) 「瀬戸内海」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。
- (3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
- (4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告

遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

- (1) 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主た

- る事務所の所在地)、電話番号及び電子メールアドレス
- (2) 採捕したくろまぐる (大型魚) の尾数及び総重量
 - (3) 採捕したくろまぐる (大型魚) を陸揚げした日
 - (4) 採捕した海域

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年六月一日から令和四年五月三十一日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年三月十八日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア 漁業者が漁業を営む場合

イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2) 「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。

(3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

(4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

- (1) 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス
- (2) 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び総重量
- (3) 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日
- (4) 採捕した海域

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年六月一日から令和四年五月三十一日までとする。

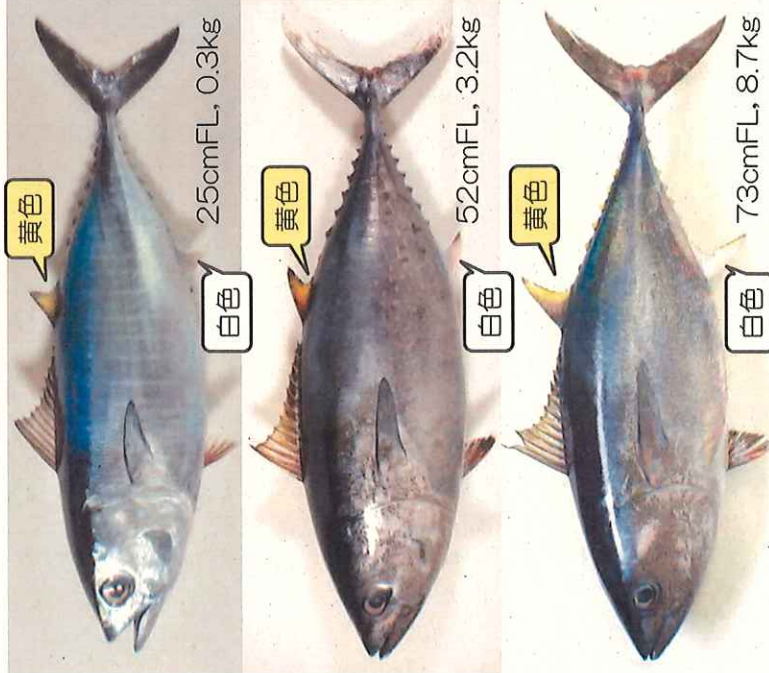
5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

●クロマグロとよく似た魚の見分け方（遊漁者向け簡易版）

2021年4月 山口県水産振興課

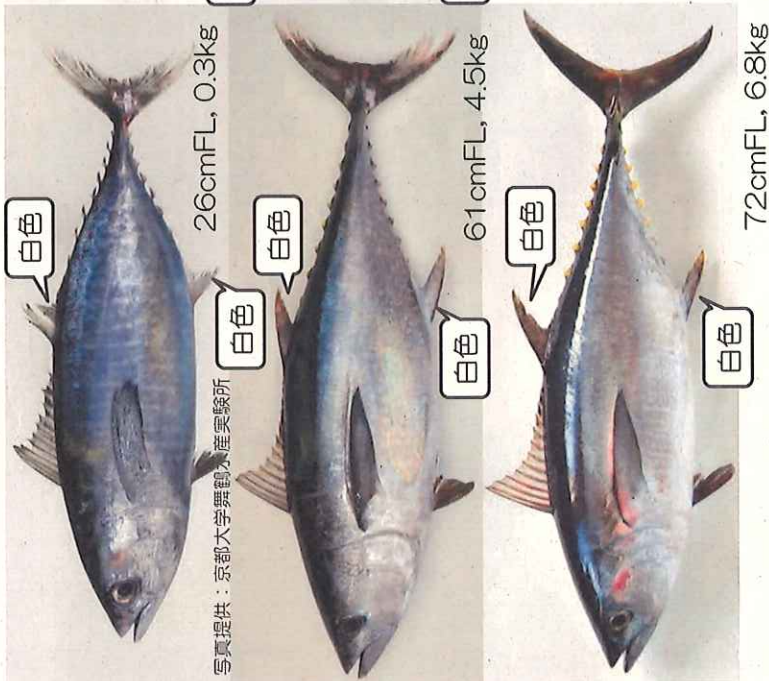
クロマグロ



【遊漁規制対象】クロマグロ

- ① 胸鰭 (A) は (B) より **明らかに短い**
- ② 第2背鰭は黄色、尻鰭は白

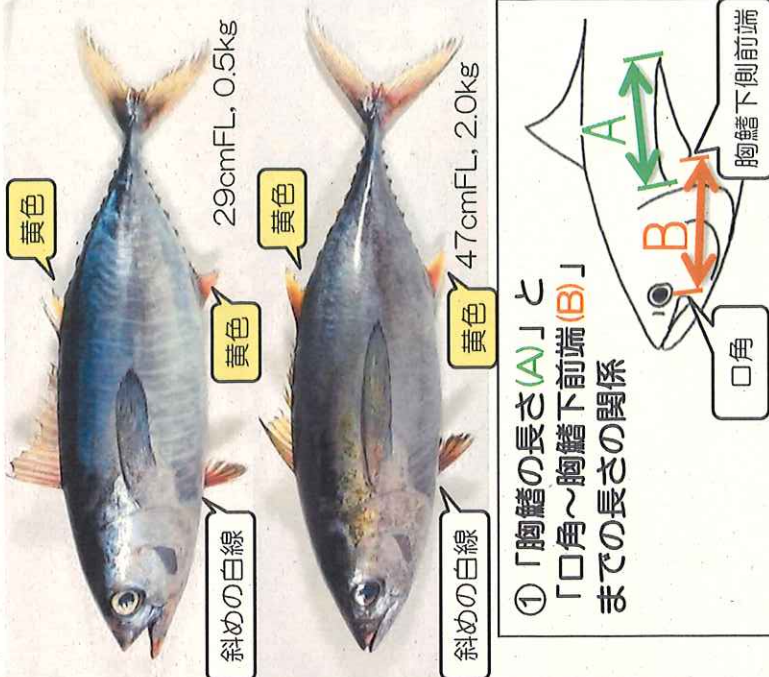
コシナガ



【遊漁規制対象外】コシナガ・キハダ

- ① 胸鰭 (A) は (B) より **長いかほぼ同じ**
- ② コシナガ：第2背鰭は黄色、尻鰭は白 キハダ：第2背鰭も尻鰭も黄色

キハダ



①「胸鰭の長さ(A)」と「口角～胸鰭下前端(B)」までの長さの関係

マグロ類（特に幼魚）の識別には慣れが必要で、釣れた魚がクロマグロ小型魚(30kg未満)以外の確信が無ければリリースをお願いします。

※1 上記は尾又長 (FL) 25～80cmのサイズを対象としています。対象サイズであっても魚の状態によっては上記が当てはまらない場合があります。

※2 クロマグロとコシナガの詳細な識別方法は山口県HP（海鳴りネットワークで検索）に掲載しています。

